

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

」 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第207号）が平成30年4月17日に告示され、同年4月18日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月20日付け保医発第0320第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「040100 喘息」及び「130030 非ホジキンリンパ腫」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の9に「アテゾリズマブ」を、「040100 喘息」のうち手術・処置等2の2に「ベンラリズマブ」を、「130030 非ホジキンリンパ腫」のうち手術・処置等2の6に「ロミデプシン」を追加する。

040040 肺の悪性腫瘍

手術・処置等2

- 1: 人工呼吸、中心静脈注射
- 2: 化学療法なしかつ放射線療法あり
- 3: 化学療法ありかつ放射線療法あり
- 4: 化学療法ありかつ放射線療法なし
- 5: カルボプラチン/パクリタキセルありなど
- 6: オシメルチニブ/シメルニブなど
- 7: ペメトレキセド/ナトリウム水和物
- 8: ペバシズマブ、ラムシルマブ
- 9: ペムブロリズマブなど

手術

なし

手術・処置等1

なし

手術・処置等2

なし

040040x9900xx

あり

1

040040x9901xx

2

040040x9902xx

3

040040x9903xx

4

定義副傷病

なし

040040x99040x

あり

040040x99041x

5

040040x9905xx

6

040040x9906xx

7

定義副傷病

なし

040040x99070x

あり

040040x99071x

8

040040x9908xx

9

定義副傷病

なし

040040x99090x

あり

040040x99091x

あり

手術・処置等2

なし

040040x9910xx

あり

1

040040x9911xx

2

040040x9912xx

3

040040x9913xx

4

040040x9914xx

5

定義副傷病

なし

040040x99150x

あり

040040x99151x

6

040040x9916xx

7

040040x9917xx

8

040040x9918xx

9

040040x9919xx

あり

手術・処置等2

なし

040040x9700xx

あり

1

定義副傷病

なし

040040x97010x

あり

040040x97011x

2

040040x9702xx

3

040040x9703xx

4

040040x9704xx

5

040040x9705xx

6

040040x9706xx

7

定義副傷病

なし

040040x97070x

あり

040040x97071x

8

定義副傷病

なし

040040x97080x

あり

040040x97081x

9

040040x97090x



